



## 農林作物の被害防止

市は、大切な農林作物を野猪や野猿等の有害鳥獣の被害から守るため、防護柵および捕獲柵の設置に対して補助金を交付しています。

両事業とも予算の範囲内の交付となりますので、早めに申請してください。

### 《野猪等防護柵設置事業》

▽対象：個人設置で100戸以上、共同設置（2戸以上）で200戸以上の防護

# 情報

# コーナー

柵を設置する場合。また、個人設置で30戸以上、共同設置（2戸以上）で60戸以上の野猿侵入防止柵を設置する場合。

▽資材ごとの補助額（1戸当たり）

区分	個人設置	共同設置
ト タ ン	200 円	250 円
電 気 柵	130 円	160 円
網	80 円	100 円
野 猿 侵 入 防 止 柵	350 円	450 円

▽申請に必要な書類：申請書、位置図、新規購入資材の見積書

### 《野猪等捕獲柵設置事業》

▽対象：集落および猟友会が有害鳥獣捕獲柵（1基当たり5万円以上）を購入、または設置した場合。ただし捕獲柵の管理者が網・わな狩猟免許を取得していること。

▽補助率等（1基当たり）

種類	補助率	事業費限度額
固 定 柵	購入、設置費の1/2以内	30万円
移 動 柵	購入費の1/2以内	20万円

▽申請に必要な書類：申請書、位置図、見積書

### ■問い合わせ

防護柵は農林課農業振興係（TEL②10223）、捕獲柵は林業振興係（TEL②10225）、または各地域局地域振興課まちづくり推進係

## 納期限(口座振替日)のお知らせ ~納期までに納付してください~

納付月	税 目	期	納期限 (口座振替日)	口座振替申込期限	
6月	市 民 税 ・ 県 民 税	1期・前期	6/30 (火)	5/20 (水)	<注意> 該当月分からの口座振替を希望される場合は、左記の期日までに金融機関へ申し込みが必要です。
7月	固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	2期	7/31 (金)	6/22 (月)	
	国 民 健 康 保 険 税 (普 通 徴 収)	1期・全期			
	介 護 保 険 料 (普 通 徴 収)				
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 (普 通 徴 収)				

※口座振替を登録されている場合は、口座振替日前に預金残高の確認をお願いします。

※前期＝前納報奨金あり、全期＝全納報奨金なし

■問い合わせ 税務課収税係（TEL②10215）、後期高齢者医療保険料については、保険課健康保険係（TEL②10258）

## 福祉移送サービスの 利用対象者拡大

福祉移送サービス事業は、通院などの外出が困難な高齢者や障害者に対して、利用回数に限度を定めて、市が社会福祉協議会に委託して行っています。

このたび、難病患者等で医師の意見書を有する人も利用対象者となりました。

なお、利用の申し込みは、社会福祉協議会へお願いします。

■問い合わせ 福祉課高齢福祉係 (TEL) 0265)

## 下水道へ接続 しましょう

下水道が整備された区域では、トイレ等の生活排水設備を期限内に下水道に接続することが、法律で義務付けられています。

水洗トイレは衛生的なので、伝染病の媒体である「カ」や「ハエ」が発生しにくくなります。「くみ取り式トイレ」特有の臭気がなくなり、防臭剤や消毒剤も不要になります。

公共下水道が使える区域にお住まいで、下水道へ接続されていない人は、速やかに接続をお願いします。

■問い合わせ 上下水道課下水道工務係 (TEL) 0245)

## 不法滞在・不法就労 止にご協力ください

日本へ密入国した人や、適法に入学し、在留期間経過後も引き続き残留する不法残留者などを総称して「不法滞在者」と呼んでいます。これら不法滞在者は全国に約13万人いるとみられています。

不法滞在者の目的は主に金銭を稼ぐことですが、適法に就労することができないことから、その多くが不法就労によって生計を維持しているものとみられます。

す。さらには、より安易に金銭を得る手段として、窃盗などの犯罪に手を染める人も後を絶ちません。

こうした背景には、密入国や不法就労をあつせんして不当な利益を得ているブローカーや、安価な労働者として不法滞在者を雇用している事業主の存在があります。

外国人を雇用する場合は、必ず旅券や外国人登録証明書によって、在留資格・在留期間の確認をしてください。

■問い合わせ 高梁警察署 (TEL) 0110)

## 古い電話帳の回収に ご協力を

NTTグループは、地球に優しい取り組みの一環として、新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収し、新しい電話帳の原材料とする「電話帳クローズドループリサイクル」を行

っています。

新しい電話帳は7月にお届けする予定ですので、その際には、古い電話帳を配達員にお渡しください。

なお、お届け時にご不在の場合は、後日回収にお伺

いたします。お手数ですが、タウンページセンターまでご連絡ください。

■問い合わせ タウンページセンター (フリーダイヤル) 0120-5061309)

## 国民年金

### 保険料免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得に応じて、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除される「一部納付(一部免除)」（1/4納付、1/2納付、3/4納付の3種類）があります。

また、30歳未満の若年者については、世帯主の所得が基準額を超え、保険料免除に該当しない場合でも、本人および配偶者のみの所得が基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もあります。

免除の承認期間は、7月から翌年6月までの1年間です。

なお、保険料免除や納付猶予を受けた期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間には算入されますが、年金額は保険料を全額納付した場合よりも少なくなります。ただし、10年以内であれば、これらの期間の保険料を後から納付すること(追納)ができます。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係 (TEL) 0252) 岡山社会保険事務局高梁事務所 (TEL) 0572)